

都市計画の三本の柱

▶ 地域地区

地域地区は、土地の利用に関する計画で、住宅地は住宅地にふさわしい環境を、商業地は商業地としてふさわしい環境を整えるよう建物の用途を規制する用途地域をはじめ16種類の地域及び地区があります。その中から必要なものを定めることができます。

▶ 都市施設

都市施設とは、道路・公園・下水道など町の人々が生活するのに必要な公共施設のうち都市計画で決定されたものを言います。

これらは、都市計画の事業として国・県の補助を受けて整備を行うことができます。

▶ 市街地開発事業

市街地開発事業は、市街地環境を改善したり、町に活気をもたらすため、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、市街地を計画的に整備する事業です。これも、都市計画決定し、都市計画事業として、国・県の補助を受け行うことができます。

住民のみなさんとともにすすめるまちづくり

よりよいまちづくりのためには、みんなで考え、参加していく必要があります。

町では、第3次光町総合計画の基本理念・目標に基づいて、日吉・南条・東陽・白浜の各地区毎に地区住民の代表による「地域づくり懇談会」を設置し、今後のまちづくりについて住民のみなさんといっしょに考え、地域の特性にあったまちづくりのマスタープランを策定していきたいと思っています。

都市計画とは、ひとことでは「住み良いまちづくり」のための計画と言えます。

町が発展すると人口や産業が集中してきますが、それをそのまま放っておくと、いろいろな用途や形態の違った建物が無秩序に立ち並び、農地等が無秩序に開発されてしまいます。その結果、騒音・悪臭・日照妨害・景観阻害・農地への雑排水

都市計画 による まちづくり

の流入等さまざまな問題が生じ、住みにくいまちになってしまいます。

都市計画は、都市計画法やその他の法律に基づいて、町の健全な発展と、秩序ある整備を行うため、農林漁業との調和のとれた土地利用を定め、道路・公園・下水道などの公共施設を整備し、健康で文化的、そして、機能的な住み良いまちづくりを計画的に実現していきます。

